

2015年12月24日

マイナンバー制度の開始にともなうご案内

2016年1月のマイナンバー制度開始にともない、当社からお客さまに対し、マイナンバーおよび法人番号のご提供の依頼をさせていただく場合がございます。

お手数をおかけいたしますが、法定対応につき、何卒ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

以下、詳細についてご案内します。

1. お客さまからマイナンバーおよび法人番号をご提供いただく目的

マイナンバー制度とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）、以下「番号法」）に基づき、個人に個人番号（マイナンバー）を、法人等に法人番号を付番して、社会保障や税の行政手続きにおいて利用することで、「社会保障や税の給付と負担の公正化」「社会保障や税に係る各種行政事務の効率化」「国民の利便性向上」等を図ることを目的とする制度です。

上記の番号法と関連して所得税法施行規則の一部が改正されるなどして、当社から税務署に提出する保険業務にかかる「支払調書」に、マイナンバーおよび法人番号を記載することが義務付けられたことから、当社はお客さまに対し、マイナンバーおよび法人番号の提供をご依頼させていただきます。

2. マイナンバーおよび法人番号の取得対象となるお客さま

2016年1月以降、一定額以上の保険金等をお支払いさせていただきました保険契約のご契約者および受取人の皆さまが対象となります。

3. マイナンバーおよび法人番号をご提出いただく方法

マイナンバーの取得対象となったお客さまにつきましては、保険金等のお支払い後、当社より改めてご案内書類をお送りさせていただきます。

番号法において、個人番号関係事務実施者(当社)がマイナンバーをご提供いただく際は、「番号確認書類」と「身元確認書類」の提出を受けるとされているのに基づき、「番号確認書類」および「身元確認書類」を貼付の上、ご提出いただく形となります。

4. その他事項

お客さまのマイナンバーの利用目的を含む個人情報の取扱いについては、下記のリンク先ページをご確認ください。

- マイナンバーの利用目的

<http://www.metlife.co.jp/about/governance/privacy-policy/mynumber.html>

- 個人情報の取り扱いについて

<http://www.metlife.co.jp/about/governance/privacy-policy/>

以上